

褥瘡発生予防に関する指針

特別養護老人ホームおらが庵

1. 褥瘡予防に関する考え方

高齢者は低栄養状態や活動の低下、疾病に伴う寝たきり状態に陥りやすく、褥瘡が発生するリスクがあります。特に施設を利用されている方には、加齢に伴い心身の機能が低下している方が多く、そのリスクは高いと思われれます。

私達は、こうしたリスクをもつ利用者の健康で尊厳のある生活の実現のため、多職種協働のもと質の高いサービスの提供を目指してこの指針に従い、褥瘡発生予防に関する体制を確立し、褥瘡が発生しないような適切な介護を行うことを目指します。

2. 褥瘡発生予防に向けての基本方針

(1) 褥瘡発生予防に対する体制整備

当施設では、褥瘡発生予防と早期対応のため褥瘡予防委員会を設置し、具体的な対応について委員会で検討します。

(2) 多職種協働によるチームケアの推進

多職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(3) 専門家との連携

外部褥瘡予防等の専門家とも積極的に連携し、より質の高いケアに取り組みます。

(4) 職員に対する教育・研修

褥瘡予防に対する知識の習得、施設方針の徹底、情報の伝達を目的として研修会等を定期的実施し、職員の教育に努めます。

3. 褥瘡発生予防に対する体制の整備

褥瘡予防委員会の設置

(1) 設置の目的

利用者の褥瘡発生予防に努め、発生時における苦痛の緩和と早期治療およびケアの提供を適切に行うことを目的とし、褥瘡予防委員会を設置する。

(2) 褥瘡予防担当者

看護職員、介護職員

(3) 褥瘡予防委員会の構成

ア) 施設長

イ) 看護職員

ウ) 機能訓練指導員

エ) 生活相談員

オ) 栄養士

カ) 介護職員

(4) 褥瘡予防委員会の開催

2ヶ月に1回定期的開催します。

必要時には、随時開催します。

(5) 褥瘡予防委員会の役割

- ア) 褥瘡予防及び発生時に向けた対応の検討
- イ) 施設サービス計画の作成へ出席・参加
- ウ) 各種マニュアル、様式等の見直し追加
- エ) 適切な福祉用具等の選定
- オ) 定期回診を行い、状態の把握及び早期治療を図る。

4. 褥瘡発生予防及び治療の対応

褥瘡発生予防と早期対応のため、以下によって対応します。

(1) リスクの評価

早期の対応を行うため、以下の方法を用いて褥瘡発生のリスクを評価し、ハイリスク者を抽出します。

OH スケール

(2) 褥瘡発生予防及び治療の実施

褥瘡対策に関する診療計画書に従って行います。

5. 褥瘡発生予防に関する各職種の役割

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(施設長)

- (1) 褥瘡発生予防の総括管理

(褥瘡予防委員長)

- (1) 褥瘡予防委員会における責任者
- (2) 褥瘡発生予防の総括管理補佐
- (3) 外部専門機関との連絡調整

(看護職員)

- (1) 医師又は協力病院との連携を図る
- (2) 褥瘡処置への対応
- (3) 褥瘡ケア計画の作成と経過記録の整備
- (4) 個々に応じた体位変換、安楽な座位確保の工夫
- (5) 褥瘡発生予防の計画立案
- (6) 職員への指導

(機能訓練指導員)

- (1) 機能面から、個々に応じた体位変換、安楽な座位確保の工夫
- (2) 職員への指導

(栄養士)

- (1) 褥瘡の状態把握と栄養管理
- (2) 栄養ケアマネジメントにおける状態の把握と利用者の管理

- (3) 食事摂取低下に伴う栄養保持の工夫
- (4) 医師・看護職員等との連携を図る
- (5) 職員への指導

(生活相談員・介護支援専門員)

- (1) 褥瘡ケア計画に基づくチームケア
- (2) 外部専門機関との連携
- (3) 家族への対応
- (4) 褥瘡発生予防の取り組みと体制づくり

(介護職員)

- (1) きめ細やかなケアと衛生管理に努める
- (2) ケア計画に基づく排泄、入浴、清潔保持
- (3) 個々に応じた体位変換、安楽な座位確保の工夫
- (4) 褥瘡状態観察と記録の把握
- (5) 苦痛を排除する精神的緩和ケアとコミュニケーション
- (6) 褥瘡発生予防の取り組み

6. 専門家との連携

より質の高いケアを目指すため、内部のスタッフだけでなく、外部の医療・介護・介護機器等の専門家と積極的に連携し、スキルアップを図ります。

7. 職員に対する教育・研修

より質の高いケアを提供するにあたり、基礎知識と技術を身に着けることを目的として、委員会を中心とした施設内研修会、勉強会を開催するとともに外部研修会への積極的参加を図ります。

- (1) 定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- (2) 新任者に対する褥瘡発生予防の教育・研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

8. 褥瘡発生予防に関する指針の閲覧について

この指針は、当施設内において、いつでも自由に閲覧することができます。

付則

平成 18 年 4 月 1 日より施行する

平成 30 年 7 月 20 日（一部改正）

令和 6 年 9 月 13 日（一部改正）